四国労働金庫

カード規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、このたび、下記のとおり「カード規定」を変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用させてい ただきます。

- ※ 最新のカード規定については、2021 年 4 月 1 日以降、当金庫ホームページでご確認ください。
- ※ 印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■変更の内容

団体カードについては、MICS加盟金融機関のATM等ではご利用できない旨の文言を追加いたします。

なお、変更前より取引条件に変更はありません。

9. (団体カードの利用)

会員団体および法人等に発行した団体カードは、前記 1 の取引について、全国の都銀・ 地銀などの金融機関が提携しているネットワーク(「MICS」といいます。)の預金支払 機等では利用できません。

10. (預金支払機等故障時等の取扱い)

※項番 9 追加に伴い以降の項番繰下げ

■適用開始日

2021年4月1日(木)